

# 富山県パラスポーツ指導者協議会 会則

## 第1章 総 称

(名称及び事務局)

第1条 この会は、富山県パラスポーツ指導者協議会（以下、「協議会」という。）と称し、協議会の事務局は会長宅に置く。

(目 的)

第2条 協議会は、パラスポーツ指導員（以下、「指導員」という。）の資質の向上と親睦を図るとともに、活動を促進し、パラスポーツの普及・発展に寄与・推進する事を目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前項の目的を達成する為に、次の事項を行う。

- (1) スポーツ教室及び各種大会等の支援・協力
- (2) パラスポーツに関する調査・研究活動
- (3) パラスポーツ指導員の資質向上の為に各種講習会・研修会等の開催
- (4) その他、協議会の目的を達成する為に必要な事業

## 第2章 会員・役員

(会 員)

第4条 本会の会員は原則として公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、「JPSA」という。）の公認パラスポーツ指導員の資格を有する者とし、協議会の定める年会費を納めた者とする。

- 2 但、本会の趣旨に賛同する個人が協議会の定める年会費を納めた者は、賛助会員とする。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 会長        | 1名    |
| (2) 副会長       | 3名程度  |
| (3) 専門部会 部会長  | 4名程度  |
| (4) 専門部会 副部会長 | 10名程度 |
| (5) 事務局長      | 1名    |
| (6) 事務局次長     | 2名程度  |
| (7) 事務局会計     | 1名    |
| (8) 監査        | 2名    |

(役員を選任)

第6条 会長・副会長・事務局長は役員会で推挙し、総会で承認を得る。

- 2 専門部会 部会長・専門部会 副部会長・事務局次長・事務局会計及び監査は、会長が選任し、総会で報告する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

また、JPSA・北信越ブロック指導者協議会（以下、「北信越ブロック」という。）の役員となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、代行し職務を総括する。
- 3 専門部会は、協議会の目的遂行の為、第12条の部会を置き事業の遂行・達成にあたり必要な事業を検討、立案し中心となって実行する。
- 4 事務局は、会長の指示により会議の招集の連絡・資料の作成、運営及び進行にあたり、事務局次長は、事務局長を補佐する。また、役員会の議事録を作成する。
- 5 事務局会計は、協議会の会務業務を担当する。
- 6 監査は、協議会の会計に関して監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の諮問に応じ助言・意見を述べる事が出来る。
- 3 顧問は、会長が選任し総会で報告する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、それを補充し、期間は前任者の残任期間とする。

### 第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は、日程を役員会で決定し、年1回会長が招集し、会員の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

- 2 会長が必要と認めた時、または、会員の3分の1以上から会議の目的を明示した請求があった場合は、会長は、役員会で審議、判断の上、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、次にあげる事項について審議し決定する。
  - (1) 事業計画に関する事
  - (2) 予算案及び決算に関する事
  - (3) この会則の制定及び廃止に関する事
  - (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 4 総会の決議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。（但、会長・副会長。事務局長に決議権はないものとする）
- 5 議長は、総会の出席の案内があった者の中から事前を選出する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、この会則で定める目的・協議会の事業・予算・運営に関する重要事項を検討・審議する。
- 3 特別収支についても、協議、決定して総会で報告する。

(専門部会)

第12条 専門部会には、次の部会を置く事とし事業を遂行する。

(1) 指導部会

各施設等に赴き出前教室としてスポーツ教室を開催しパラスポーツの普及、振興に

- あたる。
- (2) 情報部会  
会員に対して新たな資質、知識、技能を研鑽する為に必要な情報を収集、提供にあたり、広報活動をする。
  - (3) 研修部会  
会員に対して新たな資質、知識、技能を習得する場を提供する。
  - (4) トレーナー部会  
障がい者のスポーツ活動に必要な安全管理や競技力の維持・向上について、関係団体と連携して推進する。
- 2 各部会は、常に相互に連携を図り事業の遂行のあたるものとする。
  - 3 必要に応じて特別部会を設ける事が出来る。

## 第4章 会 計

(会 計)

第13条 協議会の会計は、次の収入をもって充てる。

- (1) JPSA からの交付金
- (2) 北信越ブロックからの補助金
- (3) 当会が定める年会費（第14条による）
- (4) その他、補助金、助成金、寄付金

(会 費)

第14条 会員は、年会費として1,000円を納めるものとする。

- 2 会員への復権については、会費を納めた時点からとする。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第5章 補 則

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項は、会長が役員会に提案し決議を受け定める。必要であれば総会で諮り決定する。

※罰則 慶弔費はなし

附則

- 1 この会則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 会則一部改正 平成13年4月22日から適用
- 3 会則一部改正 平成15年5月11日から適用
- 4 会則一部改正 平成18年5月 6日から適用
- 5 会則一部改正 平成20年5月10日から適用
- 6 会則一部改正 平成24年5月 5日から適用
- 7 会則一部改正 平成26年5月 3日から適用
- 8 会則一部改正 平成27年3月28日から適用
- 9 会則一部改正 平成28年5月 7日から適用
- 10 会則一部改正 平成29年9月18日から適用
- 11 会則一部改正 令和 6年4月 7日から適用